

和歌山大学システム工学部同窓会会則

制 定 平成 12 年 4 月 1 日

最終改正 令和 3 年 6 月 4 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、「システム工学部同窓会」と称し、本部は、和歌山大学システム工学部内(和歌山市栄谷 930 番地)に置く。なお、愛称名を「@sys」とする。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図り、かつ、母校と会員との関係を緊密にし、その隆盛と発展を助け、あわせて社会文化の向上と科学技術の進歩に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 母校に協力し、教育研究の助成、奨励に努めること
- (2) 会員の啓発のため、講演会、懇談会等を開催し、相互交流を活発にすること
- (3) その他、本会が必要と認めた事業

第 2 章 会員

(構成)

第 4 条 本会は、次に掲げる会員をもって組織し、別に「会友」を置く。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員

2 「会友」は、和歌山大学システム工学部および和歌山大学大学院システム工学研究科に在籍する者とする。

(正会員)

第 5 条 正会員は、次に掲げる者で、所定の会費を支払った者とする。

- (1) 和歌山大学システム工学部の卒業生
- (2) 和歌山大学大学院システム工学研究科の修了者及び単位取得退学者
- (3) 和歌山大学システム工学部および和歌山大学大学院システム工学研究科の中途退学者で、理事会が認めた者

(特別会員)

第 6 条 特別会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 和歌山大学システム工学部の教職員
- (2) 理事会が特別会員と認めた者

(名誉会員)

第 7 条 本会に特別な貢献があった者で、理事会が認めた者とする。

第 3 章 役員

(役員)

第 8 条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長は、1 名とし、常任理事の中から互選とする。
- (2) 副会長は、4 名以内とし、常任理事の中から互選とする。
- (3) 常任理事は、理事の中から 10 名以内を理事会で改選する。
- (4) 理事は、正会員の中から 3 名以上 30 名以内を理事会で改選する。
- (5) 会計は、会長が任命し、若干名置く。ただし、本項 6 号に定める役員(監事)との兼務はできない。
- (6) 監事は、会長が任命し、若干名置く。ただし、本項に示す他の他の役員との兼務はできない。
- (7) 顧問は、和歌山大学システム工学部長、および本会の発展向上のために、有益な助言および活動をなしえる者で、理事会が認めた者とする。
- (8) 特別顧問を置くことができ、本会に特別な功労があった者で、理事会が認めた者とする。
- (9) 参与を置くことができ、本会活動に高い識見を有し、有益な助言および活動をなしえる者で、理事会が認めた者とする。

2 第 1 項各号に定める役員のほか、理事会の定めるところにより、名誉会長、相談役、および各種委員を置くことができる。

3 本会役員が、本会の名誉または信用を傷つけるような言行若しくは本会の理念・目的に反する言行があったときは、理事会において、罷免・解任をし、理事会で報告する。

(任期)

第 9 条 役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 役員任期年度は、会計年度に準じる。

3 第 8 条第 1 項各号に定める役員は、第 1 項の期間を経過した後も、新たに役員が選出されるまで、引き続きその職務を行う。

4 役員が退任しようとするときは、退任届を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

5 欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 追加による役員の任期は、現役員の残任期間とする。

(会長)

第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第 11 条 副会長は、会長を補佐し、会長の業務を代行することができる。

(常任理事)

第 12 条 常任理事は、常任理事会の構成員として、本会の運営に係る必要事項の審議決定に参画するとともに、会務の執行について積極的に協力する。

(理事)

第 13 条 理事は、理事会の構成員として、会務の執行について積極的に協力する。

(会計)

第 14 条 会計は、本会の会計業務を掌握する。

(監事)

第 15 条 監事は、会計を監査し、理事会で報告する。

(顧問)

第 16 条 顧問は、名誉職とし、本会の重要行事に際して特別招待をし、これを厚く遇するものとする。会長の諮問にこたえるほか、本会の運営に関し意見を述べることができる。

(特別顧問)

第 17 条 特別顧問は、名誉職とし、本会の重要行事に際して特別招待をし、これを厚く遇するものとする。会長の諮問にこたえるほか、本会の運営に関し意見を述べることができる。

(参与)

第 18 条 参与は、会長の諮問にこたえるほか、本会の運営に関し意見を述べるとともに、活動に参画することができる。

第 4 章 組織

(組織の種類)

第 19 条 本会に次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (3) 事務局

(総会)

第 20 条 総会は、本会の全会員でこれを構成し、理事会より提出された重要事項を審議決定する。

2 総会の招集は、会長が、理事会の決定により、これを行う。

3 緊急事案が生じたときは、理事会の決議により、臨時総会の招集を行うことができる。

4 総会における議事は、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、会則の改正は出席出席会員の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

5 理事会が特に認めた者を第 1 項の構成員に加えることができる。

(理事会)

第 21 条 理事会は、第 23 条に定める事項を審議決定する。

2 構成員は、第 8 条に示す役員とする。ただし、監事を除く。

3 理事会の議長は、原則会長とする、ただし会長不在の場合は、理事会の構成員から選出することができる。

4 監事は、理事会へ出席することができる。

5 理事会が特に認めた者を第 1 項の構成員に加えることができる。

第 22 条 理事会の開催は、年 1 回とする。ただし、臨時に開催することができる。

(審議事項)

第 23 条 理事会において、審議する事項は、次の通りとする。

- (1) 会則の改正
- (2) 役員の変更
- (3) 予算の承認
- (4) 決算の承認
- (5) 和歌山大学同窓会の常任理事および理事等役員の選出
- (6) 本会則に定める事項を実施するために必要な規程の制定
- (7) その他重要事項の承認

第 24 条 理事会の招集は会議の目的、期日、場所、議案等を適当な方法をもって事前に役員に通知する。

(理事会における議決)

第 25 条 理事会における議決権は、出席常任理事、顧問、特別顧問が有する。

2 議事は、第 1 項に定める議決権を有する出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、会則の改正は、3 分の 2 以上の同意がなければならない。

(臨時理事会召集請求権)

第 26 条 常任理事および理事は、臨時理事会の招集を請求することができる。

(常任理事会)

第 27 条 常任理事会は、常任理事をもって組織し、重要事項について審議し、議決する。

2 常任理事会の招集は、会長が、必要に応じてこれを行う

3 議事は、出席常任理事の過半数で決し、可否同数のときは会長がこれを決する。ただし、第 23 条(4)の審議事項については決定できない。また、会則の改正は、出席常任理事の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

4 常任理事会が特に認めた者を第 1 項の構成員に加えることができる。

(事業執行委員会)

第 28 条 理事会は、必要に応じ事業執行委員会を置くことができる。

2 各事業執行委員会の委員長は、理事会の議を経て、会長が任命する。各委員会に関する規程は、別に定める。

(事務局)

第 29 条 本会の事務を処理するため、本会本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局員若干名を置くことができる。

3 事務局員は、会長がこれを委嘱する。

4 事務局に関する事項は、常任理事会でこれを定める。

(支部設置)

第 30 条 本会に支部を置くことができる。

2 支部設立に関する事項は、理事会でこれを定める。

第 5 章 会計

(資金)

第 31 条 本会の経費は、入会金、寄附金、およびその他の収入をもって充てる。

(入会金)

第 32 条 本会の入会金は、12,000 円とし、会友となったとき(入学時)に、これを納付するものとする。

(会計年度)

第 33 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(会費の納入)

第 34 条 会員は、理事会の定める会費を納めるものとする。

(決算)

第 35 条 本会の予算および決算は、毎年度理事会において、これを審議・決定する。

(予算)

第 36 条 本会の予算および決算は、毎年度常任理事会において、これを審議・決定し、理事会に報告する。

第 6 章 補則

(改組および廃止)

第 37 条 支部は、次の各号のいずれか一以上に該当した場合には、会長は理事会の議を経て、その改組の勧告、改善、解散等適切な処分を行うものとする。

(1) 本会または、母校の体面を傷つける行為等に及んだとき。

(2) 本会の規則に反する事実が生じたとき。

(賞罰)

第 38 条 本会または母校のため、特に功労のあった団体、および個人に対して理事会の定める規程により、表彰することができる。

2 会員で、本会または母校の名誉を汚した者は、理事会の決定によって、会員資格を停止することができる。

(個人情報届け出)

第 39 条 会員は、氏名、住所等を変更したときは、遅滞なく本部に届け出るものとする。

(会員情報の管理)

第 40 条 本会の会員に関する個人情報の管理については、別に定めるところにより、行うこととする。

(会員に対する報告)

第 41 条 本会に関する諸般の事項は、会報、その他の適切な方法で会員に報告する。

(その他)

第 42 条 本会則に定めのない事項については、理事会の議を経て決定する。

第 43 条 この会則についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この会則は、本会発足後、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本会則を施行するために必要な規程等の制定、役員を選出ならびに本会則を施行するために必要な準備手続きは、前項の期日より前に、これを行うことができる。
- 3 本会則施行の際の役員で、その職務に相応する職務が本会則で認められている者は、本会則の規定に基づいて選任されたものとする。
- 4 この会則は、平成 23 年 6 月 4 日に一部改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この会則は、平成 28 年 6 月 4 日に一部改正し、平成 27 年 10 月 3 日から施行する。
- 6 この会則は、令和 2 年 2 月 29 日に一部改正し、令和 2 年 2 月 29 日から施行する。
- 7 この会則は、令和 3 年 6 月 4 日に一部改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。